

京都市告示第 537 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 28 年 1 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
藤田 佳史	(独) 地域医療機能推進 機構 京都鞍馬口医療 センター	外科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器	ぼうこう・直 腸, 小腸, 免 疫, 肝臓
大塚 薫	(医) 社団蘇生会 蘇生 会総合病院	循環器内科, 内科	心臓, 腎臓, 呼吸器	肢体
椿本 恵則	京都第二赤十字病院	内科, 循環器 内科	心臓, 腎臓	肢体
牧山 武	京都大学医学部附属病 院	循環器内科	心臓	腎臓

(地域リハビリテーション推進センター企画課)